

第2回

(仮称) こども発達支援センターの
あり方検討会

(会議録)

1 開会

(会長) ただいまから第2回(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会を開催いたします。それでは、お手元にある次第に従って進めたいと思いますが、その前に事務局から、資料が4点出されておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。

2 資料説明

(事務局=障害者サービス調整担当課長〔以下「事務局」と省略します。〕) ご説明させていただきます。資料1は、練馬区の児童人口等の資料でございます。前回の検討会で、児童数や発達支援にかかわる社会的資源等について資料を、というお話がございましたので、まとめさせていただきました。まず1ページ目は、練馬区の年齢別人口でございます。年齢ごとに左側に平成19年1月1日現在、右側に20年1月1日現在の男女別の人口、総数も記載しております。

2ページをお願いいたします。児童人口の推移でございます。平成12年度から平成20年度までの推移をまとめております。0歳から5歳、6歳から12歳、13歳から19歳と区分しております。傾向といたしましては、全体的には微減でございますが、6歳から12歳の部分は若干増えている状況でございます。パーセンテージは全人口に占める割合でございます。

3ページをお願いいたします。年齢区別の児童数一覧でございます。各年齢区分でお子さんの状況を示しております。平成20年度を見ていただきますと、0歳、1歳、2歳と保育園にお預けになる方が増えていき、幼稚園に入園なさる方が3歳、4歳、5歳と入ってきております。その他の部分は、ご自宅での養育であるとか、いろいろご事情があるのかと思います。

4ページをお願いいたします。今、ご説明しました年齢区別の児童数一覧をグラフにまとめております。3、4、5歳で幼稚園がぐっと増えております。

5ページでございますが、18歳未満の愛の手帳所持者数で、軽度から最重度まで色分けをしております。平成13年度から20年度までの推移でございますが、軽度の部分が増えていることが、わかると思います。軽度の方が増加している理由としましては、保護者の方、あるいは一般の方の認識が変わってきたのかなということと、発達障害を判定する専門医の方も増えてきたということが原因かと認識しているところでございます。

6ページをお願いいたします。18歳未満の身障手帳の所有者数をまとめております。1級から6級を色分けしたものと、障害の内容別にグラフにまとめたものでございます。

7ページでございます。今年4月1日現在での障害児を受け入れている保育園数でございます。このグラフは、上の部分が私立で、下が区立でございます。下の区立は、60園ございまして、58園で、障害をお持ちのお子さんをお預かりしているということでございます。60園すべてで障害児の受け入れを行っておりますが、2園で障害児の受け入れがないというのは、たまたまその地域の方で障害をお持ちのお子さんをお預けになる方がいらっしゃらなかったという理由だと考えております。私立は、21園中13園が受け入れているという状況になっております。

8ページをお願いいたします。保育園における障害児の受入人数、年齢別の内訳でございます。0歳から5歳まで年齢区分ごとに色分けしております。

9ページでございますが、保育園における障害児の男女別受入状況でございます。上が私立で下が区立で、ブルーの部分が男児、クリーム色が女児になっております。

10ページをお願いいたします。障害児保育の受入状況を平成15年度から20年度までをまとめたものでございます。ブルーの部分が区立の保育園、赤い部分が私立の保育園となっております。パーセンテージは、全利用園児に占める障害児の受入数の割合を示したものでございます。この下のほうの「※」の2行目でございますが、全国平均では平成17年度、18年度、いずれもこの割合は0.53%であったという資料がございます。表を見ていただきますと、練馬区は、2.3から2.6の間で推移しております。従来から障害児の保育園受け入れを積極的に行ってきた結果かと思っております。

11ページでございます。練馬区内の相談支援関連の機関の設置状況でございます。下のほうに記号と名称を記載しております。左の上から心身障害者福祉センター、中村橋に1カ所でございます。その下の保健相談所は、十字のマークで、区内に6カ所ございます。その下、子ども家庭支援センターは、お子さんのお顔のマークですが、区内に3カ所となっております。総合福祉事務所は、区内4カ所でございます。あと、幼児教室2カ所を「◎」で示しております。また、右側のほうに区立保育園60ヶ所、私立保育園21ヶ所ということで「○」で示しております。その下の「△」は、区立幼稚園5カ所と、私立幼稚園42カ所でございます。また、凡例に載せておりませんが、西武池袋線の大泉学園と保谷の間に「児童デイはつらつ」というものもございます。以上、就学前のお子さんの支援関連機関ですが、区内の社会資源ということでまとめたものでございます。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらでも前回、療育機関や医療機関についての資料を、というお声があったので、まとめさせていただいたものです。これは、心障センターでご相談を受けた際に、他機関をご紹介するケースがあるのですが、そのときに参考にお渡ししている資料でございます。こちらの2枚目の裏のほうは医療機関、1枚目の表裏と2枚目の表が療育・相談機関となっております。参考ということでご用意させていただきました。

続きまして、資料3でございます。心身障害者福祉センターにおける発達支援事業をまとめております。本日の検討会で発達支援にかかわるご検討をいただくわけですが、その参考になればということでご用意させていただきました。まず、1ページ目でございます。1の気になる段階からの支援ということで、発達サポート広場事業というのを心障センターで行っております。

(1)の目的でございますが、障害をお持ちのお子さんを育てられている保護者の方は、一般の子育てグループに入ると疎外感等を感じることもあり、子育てグループの利用を敬遠しているケースがあります。その際に気楽に育児について打ち明ける場所が少ないという現状がございまして、親御さんの不安解消のための交流の場を整備して、気楽に利用できるような仕組みとすることで、障害児を抱える親御さんの育児不安の軽減等を図るために設置しているものでございます。

(2)の対象でございますが、心障センターの相談を受け、心身の発達に何らかの心配がある未就園、未就学のお子さんとお母さんです。障害があるという確定診断が出て

いないケースもございますが、そのような気になる段階からの親御さん、お子さんについても支援しているという実態がございます。

(3)の内容と方法でございますが、①としまして、個々のニーズや発達状況に応じた相談や個々に必要な情報を提供させていただくこと。②としまして、保護者の方へのグループカウンセリング等を行っております。③としまして、幼児への遊具・玩具を利用したグループ遊びや運動遊びを行っているところでございます。

2ページでございますが、平成19年度の発達サポート広場の実施結果でございます。①で利用児童の実人数を記載しております。年齢別の内訳は、1歳児26名、2歳児13名、3歳児5名ということで、34名の方が利用されました。下のグラフは男女別であらわしたものでございます。

3ページでございますが、発達サポート広場の利用児童の障害区分でございます。このグラフの赤い部分は、確定診断が出ていない疑いの段階の方で、青の部分が確定診断が出ている方でございます。半数程度が1歳ということで確定診断が出ない部分もありますが、疑いの段階からの支援を行っているところでございます。

4ページでございます。発達サポート広場を利用されたお子さんたちの進路でございます。センターの「すくすく教室」に7名、発達サポート広場で継続しているお子さんが7名、通所訓練事業いわゆる幼児教室に進まれた方が6名、知的障害児の通園施設に行かれた方が1名、幼稚園の加配の部分に進まれた方が5名ということで、ここまでの発達に心配があるといえますか、障害をお持ちの方々への支援のための施設なりに進まれた方だと思っております。全体の75%程度は、発達サポート広場を利用なさった後も、療育機関等に進まれたということでございます。一番下の「※」に書いてありますが、発達サポート広場を継続することで、「すくすく教室」等への抵抗感が減少するようなケースもあろうかと思っております。

5ページでございますが、未就園児の支援としまして、「すくすく教室」事業を行っております。前回もご説明させていただいておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

6ページでございますが、「すくすく教室」の療育は、午前の部2時間、午後の部2時間です。どういうプログラム、内容、あるいはねらいで「すくすく教室」を行っているかということのを少しまとめております。ちなみに最初9時半の段階で、入室。身支度の内容としましては、連絡帳をかごに入れるとか、かばんをロッカーに入れるというようなことですが、絵カードでの物の理解とか、名前を覚えるとか、言葉や指さしでの指示理解とか、そういう幾つかのねらいを持って行っております。10時20分のちょっと上に、認知課題学習とございますが、集団で同じ課題に取り組むということを行っております。その3つ下にも認知課題学習として週1回、お一人お一人の発達に応じた教材に取り組んでいただくという支援も行っております。詳細についてはお目通しいただければと思っております。

7ページでございますが、「すくすく教室」の保護者への支援として、家庭での療育に必要な情報等を提供する「ひまわり教室」という学習会を開催しております。平成19年度の授業内容を記載しております。表の左に「回数」とございますが、2、3、4回目は、内容としましては、就学について、あるいは就園についてということですが、

先輩のお母さん方を講師にお願いしているものでございます。保護者の方は、いろいろな不安や戸惑い等を抱えていらっしゃると思いますので、先輩のお話を聞いて、障害の理解とか、不安の解消につながるのではないかと思います。

5、7、8、9回目は、遊びを通しての発達の支援について、言葉について、発達障害について、子供の関わり方についてというような形で、センターの職員を中心に行っております。

8ページをご覧ください。就園児のグループ支援ということで、保育園や幼稚園などに在籍している障害をお持ちの方を対象に、小グループでの支援を行っております。こちらも、前回ご説明しておりますので、省略させていただきたいと思います。

次に資料4でございます。本日ご検討いただく発達支援事業について、検討項目(案)として、事務局でご用意させていただいたものです。まず、気になる段階からの支援ということで、気になるお子さんが発見されても、保護者の方の受容の問題等がございまして、なかなか支援につながらないケースがございまして、そういう意味で保護者に対する受容への支援、あるいは子供への支援につなげる方策を、一層進める必要があるのではないかと考えております。

点線で囲まれたところは、心身障害者福祉センターで現在取り組んでいる事業をご説明しているものでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、集団生活になかなかなじめないなど、気になる段階から、自由に親子で参加できる事業として、発達サポート広場事業を実施しております。発達サポート広場は、心障センターに相談においでになるという段階を踏んでおりますので、保護者として、ある程度の受容をした上で、ということになっております。現在のところ発達サポート広場は、前回の検討会でお話があったような、自分のお子さんの障害に気づいていない、あるいは受容できていない保護者の方の支援という形には、なっていないのかなど。そうであれば、どのような支援が必要になるのかということを含めまして、本日ご検討いただければと思っております。

2ページ目でございます。未就園児支援として発達に心配のある子供への早期からの発達支援は重要であろう。さらに、子供に対する支援に加えて、保護者への支援も重要ではないか。これも前回のお話の中で保護者一家族というお言葉でしたが一への支援も重要だというお話を頂戴しております。

下のほうに、点線で心障センターでの取り組みを記載しております。1つ目の「○」は、1歳6カ月未満のダウン症児等の親子を対象に、ダウン症児等超早期支援事業を実施しております。こちらも、ダウン症児への療育のほか、保護者の方に対する障害の理解と受容援助、あるいは療育方法の指導等を行っているところでございます。

2つ目の「○」は先ほどご説明した「すくすく教室」の内容でございます。3つ目の「○」も先ほどご説明しましたが、家庭での療育に必要な情報等を提供する場として、「ひまわり教室」を開催しております。

3ページ目でございます。就園児の支援ということで、例えば幼稚園や保育園など、日常生活の場での「気づき」から、発達支援が必要と思われるお子さんへの支援をする場が必要ではないか、あるいは「すくすく教室」を経験したお子さんについても、継続した支援が必要ではないのかというような観点をお示ししたものです。こちらも下の点線で囲まれているところでございますが、心身障害者福祉センターにおきましては、先

ほどご説明した幼稚園や保育園に在籍しているお子さんに対する個別支援およびグループ支援を実施しております。こちらの点につきましても、現在、心障センターで取り組んでいるもの以外に、こども発達支援センターとして、今後、取り組んだほうがよいと思われるような事業、あるいは現在の心障センターの取組みについて、こう変えていったほうがいいのか、というご意見等いただければと思っております。

ちなみに就園児支援で、幼稚園や保育園の日常生活の場での「気づき」から、個別支援なりグループ支援に参加されている方が、全体の37%程度になっております。一方、「すくすく教室」を経験したお子さんが幼稚園や保育園に進まれて、その後も心障センターで、個別支援およびグループ支援を実施している方が63%程度でございます。

以上、駆け足でございますが、前回ご指摘があった資料、あるいは本日のご検討の参考になればということで、ご用意した資料の説明でございます。

3 発達支援事業・気になる段階からの支援について

(会長) 今日、発達支援事業について、委員の皆様の活発なご意見を頂戴したいと思っておりますので、気になる段階からの支援、未就園児支援、それから就園児支援、この順番で、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、まず、気になる段階からの支援について、ご意見を是非賜ればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員) 今、センターは、随分いろいろなことをやっているんだと改めて確認したわけですが、保健所や保健相談所でも、例えば一六健診や三歳児健診でスクリーニングされた子供さんの相談やカウンセリングなど、いろいろやっておられると思っております。その辺の実情はどういうふうになっていきますか。

(石神井保健相談所長) 保健相談所におきましても、各健診でのスクリーニングで心理相談員を置きまして、こういった相談を承っております。気になる方に関しては、健診当日のみならず、少し間をおいて1カ月後とか、場合によっては3カ月後にもう一度おいでいただいております。保健師や心理相談員が、経過を見ながら、専門の療育機関につなげるほうが良いといった場合には、センターや、民間の幼児教室、療育のグループなどに紹介をしております。

ご紹介するにしても、受容についてはすんなりいくことではないので、それまでの間は、保健相談所でも月に1回ずつ療育のグループを持っていまして、保育士と保健師、心理士を入れて、グループワークをしております。

(委員) もう一つ大事なところが、子ども家庭支援センターだと思います。子ども家庭支援センターでのそういう取組みについて、教えていただければと思っております。

(事務局) 本日、子ども家庭支援センターを所管している子育て支援の者が出席しておりませんので、具体的なところはご説明できません。次回までにご用意させていただければと思っております。

(委員) 発達サポート広場のところで、1歳児が一番多くて、3歳児に向かって少なくなっていたのですが、私の経験からいうと、1歳児に対してできる療育は、そんなにならないのではないかと思います。むしろ、1歳、2歳は、コミュニケーションのもととなる

母親との関係をしっかりつくっていくことが、一番大事な段階だと思います。心障センターでは、そのように考えてやっておられるのですか。

(事務局) 委員のおっしゃったとおり、1歳、2歳につきましては、発達に心配のあるお子さんというよりは、保護者の方に対する支援となります。気になる段階ということで、まだ障害について確定しない段階からですので、保護者の方への支援が重要かと思っております。

発達サポート広場を経験なさって、2歳、3歳になって、「すくすく教室」などに進まれる方もおられますので、そういう意味では2歳、3歳と、だんだん対象となるお子さんが減ってまいります。

(会長) 実際にセンターで、そういうことを担当されている方もいらっしゃいますので、少し広場のイメージをお伝えいただければと思いますが。

(心身障害者福祉センター職員) 心障センターの心理職です。発達サポート広場のイメージとしては、ちょっと言葉がゆっくりだったりとか、歩き始めが少しゆっくりだったりしたお子さんが、一般の児童館などで遊ぶのに気を臆するというお母様方で、遊びの場がなくて求めている方に来ていただくような形でやっています。遊びの場の提供ということで、療育や訓練とは別に考えております。

(委員) 発達サポート広場事業というものを知った経緯とございますか、そこに来るまでの経緯は、どういうところかおわかりになりますか。

(心身障害者福祉センター職員) 経緯としては、保健相談所などからのご紹介をいただいて、通常のルートで発達検査と診察を受けていただいた方に限っております。直接発達サポート広場に、というお誘いはできなくて、ドクターの診察を受けていただいた結果、診察のみ継続で、少し発達に心配があつて支援が必要という方に、ドクターからの指示で、来ていただいています。保健相談所との会議では、いろいろ資料を渡しておりますので、保健相談所の方は把握しているものと認識しております。

(委員) 私たちは仕事柄、そういうグループとか、そういう場所に行けない親御さんが、結構気になるんです。ですから、こういう場所に行かれない、なかなかつながらないというケースは、保健所では、どのようにフォローされているのでしょうか。

(石神井保健相談所長) 行っていただきたい方でなかなか受け入れられず第一歩が踏み出せないという方を、どうしたらいいだろうと、今日、センター見学の際に相談させていただきました。ミラーガラスで外から療育の様子を見学しましたが、「すくすく教室」やグループ支援などでは、親も子も生き生きとしていて、専門職の方が非常に上手にやっていて、こういうところに通えたら幸せだろうなと思いました。ですから、何らかの形で見学にお誘いして、保健師と一っしょに、外からちょっと様子を見ていただいて、それから正規のルートに乗せていくことができればいいのではないかと思います。

(会長) 実際に、いろいろ発達の問題にかかわっている方の場合、必要なことは認めるが、親御さんが動いてくれない。その人たちをどういうふうに近づけるか、サービスに来ていただくかというのは、非常に苦勞する部分ですね。それはこども発達支援センターが全部やれるかどうかということはあると思いますが、今言われたことも1つのアイデアだと思います。更にもうちょっと、何かこういうアイデアがあるんじゃないかというのを、出していただけると参考になるかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 保健所とか、サポート広場を経て、うちの幼児教室に来ている子供たちが何人かいます。保健所から来るときに、うちは児童館でやっているの、児童館だからといって紹介してくるケースもあって、通っているうちに、うちのほうからセンターの診断を勧めたりしますの、いろいろリンクしていると思います。

保護者の方については、お母さんはそう思っている、お父さんが認めないので、お母さんが揺れ動いているケースもすごくあります。また、初めての子で、ちょっと発達が遅いと言われて何もわからないまま、子育て自体もわからないままに来ているお母さんたちは、何をどう相談していいかもわからないというケースもあります。ですから、保護者を本当にフォローしてくれるような、話を聞いてくれるような機関があるといいのではないかと考えています。

(委員) 私は身体障害者の相談員をやっている、2歳の子の相談の電話で、保健所ではなくて、とにかくどこかへ行きたいということでした。私は、センターがいいのではないかと考えたのですが、ただいま言われたように、センターはルールがあるんですね。だから、ルールというのが親を止めてしまう。母親というのは、とにかくかかわりたいんです。そういう面で、心障センターも、もう少しルールがない事業ができればいいなと思います。本当は地域で家族サポートができるのが理想的だとは思いますが。

(委員) 実施日が毎週金曜日の午前10時から12時となっていますが、母親がこれに合わせるのが難しいのではないかと考えています。今、働いている母親が多いので、毎週金曜日のほかに、できれば土曜日とか、そういう日を増やせば、保育園に預けながらサポート広場に通うというような利用の仕方ができるのではないかと考えています。

(石神井保健相談所長) ちょっと育てにくいお子さんがいて、お母さんがとても疲れ切っている、誰かにお話を聞いてほしい、だけど、保育園や幼稚園にも行っていない、というような方に関しては、6保健相談所すべてで、お子さんの療育を進めつつ、同時に母子分離をして、お子さんは保育士がグループで遊ばせながら、お母さんはお母さんだけでグループワークをしながら、日々思っていることをお話する会というのを実施しております。これは必要に応じて保健師がご紹介しております。

(会長) そういう活動と、センターが連携できるのではないかと考えています。引き続き、今の気になる段階からの支援について、ご意見いただけないでしょうか。

(副会長) 一番相談しやすいのは、かかりつけ医ですね。小児科のドクターが発達障害の知識を持って相談に当たれると、非常にいいと思います。練馬区内でも何人か、発達外来を設けているところがあると思います。

あと、私のところでも、今は主に学童の放課後クラブをやっていますが、これに来年の4月から児童デイを併設しようと考えておまして、未就学の子たちも対象に見ていきたいと考えています。そこで、発達障害の相談にも乗っていきたくて考えております。

(会長) 小児科の先生の立場から、力強いお話をいただきました。迷っていらっしゃるお母様方を、いろいろな立場の専門家が、サポートするという事は非常に大事だと思います。どうでしょうか、ご発言いただけますでしょうか。

(委員) 「気になる段階からの」という、その「気になる」というのは、例えば保育士さんなど、支援をする人たちが気になるという意味だと思います。気がついていないお母さんもいらっしゃると思いますが、多くの保護者の方たちは、気になっている方が

多いのではないかと思います。そのときに、不用意にそのことに触れられると、本当に貝になってしまう。ですから、そこをどういうふうにアプローチをしていくのか。それは、必ずしも専門職である必要は全然ないと思います。もちろん保健師さん、保育士さん、が役割を担うことになるかとは思いますが、誰か寄り添って、話を聞いてもらえる、話ができる人がいてくれないと、その後の支援が、なかなか成り立っていかない。周りにはいる、必ずしも専門職でなくていい、そばにいてくれるような人を養成する必要があると思います。そういう人たちが近くにいてくれないと、なかなか支援ができないのではないかと、常々思っています。

(保育課長) 保育園の状況の説明だけさせていただきます。障害児枠で入ってこられる方と日常の保育の中での気づきの部分で対応していく方がございます。そこで、保育士のスキル向上のために、昭和40年代から障害児保育の研修というのを積み重ねており、専門家の先生に講師として来ていただいております。

そのほかに、保育園の巡回指導も実施しております。これはお子さんの様子を先生に見てもらって、保育をする側のいろいろな意味での視点やスキルの向上を目的にしており、必要があれば保護者の方とお話をしたり、専門機関との連携を図ったりします。

(委員) うちの場合は、1歳9カ月くらいのときに、母親も少し気がついていたんですが、保育園から、診断を受けてみましょうかという話があったんです。そのときは目の前が真っ暗で、そういう状態を受け入れるのに数カ月を要して、また診断を受けに行ったところで、お医者様から、いろいろ厳しい言葉がザーッと出てきて、先に希望が持てないような精神状態になりました。そこから、もう一回、この子のためにしっかりやっというまで、いろいろな本を読んだり、障害児を持っているお母さんにお話を伺ったりしました。経験をしているお母さんの言葉というのは受け入れやすいので、先ほど言われた、専門家でなくても寄り添うという意味では、親同士の支え合う力というのは、乳幼児から成人に至るまで大きな力を発揮していくと思います。何か親の力を利用できるようなシステムが、こども発達センターもつくれるといいなと思います。

(会長) 親御さんの力を生かしていくというのは、非常に大事なことだろうと思います。何らかの形でつながるようにできるかと、私も感じます。

大体いい論点が出尽くしたかなという感じはしますが、引き続きいかがでしょうか。

(委員) 今のお話で、現在のセンターで、お母様方というか、保護者の方たちのグループというのは、現実に動いているのですか。自主的にグループができてくると思いますが、そういうグループができたときに、センターとして、どういう立場をとっていらっしゃるのか。積極的にそういうグループを支援していこうとされているのかどうか。

(事務局) 「すくすく教室」の保護者の方たちに対しての「ひまわり教室」とか、あるいは保護者の方との懇談会とか、そういう形での取組みはさせていただいているところでございます。細かいところはセンターから説明してもらいます。

(心身障害者福祉センター職員) 自主的なグループが、幾つかでき上がって活動しています。センターとしては、その活動を行う部屋を貸し出したり、講演会などがあった場合は、クラスに通われているお母様たちにも情報提供として発信するという形をとっております。

(会長) 大体気になる段階からの支援に関しては、いろいろ貴重なご意見を出していた

だけだと思いますが、まだこの件に関して何かありましたら、どうぞ。

それでは、また後で出していただいても結構ですので、次の未就園児支援についてのご意見をいただきたいと思います。今度は少し年齢が上がった段階ということになるとと思いますが、いかがでしょうか。

4 発達支援事業・未就園児支援について

(委員) 練馬区は人口70万以上で、お子さんの人数も多いですね。愛の手帳の相談など受けていて、通所のお話を聞きした場合に、毎日通っていないというところが、私はすごく気になりました。多摩地区ですと、大体人口10万から15万前後の市部で1カ所、月曜日から金曜日まで、10時から2時までという形での通所施設を持っているところがほとんどです。練馬区の場合、親御さんに伺ってみると、心障センターに週2回行って、幼児教室に2回とか3回行って、1週間を埋めているようなお話です。保育園とか幼稚園に通っている方たちの支援も、かなりやっつけいらっしゃるので、事業も大変だと思いますが、幼児通園の場合に、月曜日から金曜日までおやりにならないのは、何かお考えがあつてのことなのか。練馬区の場合、人口規模からすると、1カ所の通園施設というのは少ないという印象があります。

今後、発達センターになった場合に、そういうところをどうお考えになっていらっしゃるのか、こういうプログラムだから、これは週に2回か3回でいい、というお考えなのか、その辺のことについて、お伺いできればと思います。

(事務局) ご指摘のとおり、そのお子さんの発達において週2回、あるいは3回で十分だというような考え方もあろうかと思いますが。ただ、練馬区は人口70万を超えるため、発達に心配のあるお子さんの数も多うございます。現在、心障センター1カ所で行っておりますが、施設的なキャパの問題、あるいは人的な問題もございまして、なかなか週5日というのは難しい状況でございます。

ただ、今後は、児童デイとか放課後対策等の事業が立ち上がってくると、そちらのほうとの連携で対応できればと考えているところでございます。

(会長) 未就園児支援につきまして、ご意見、ほかにもございますでしょうか。

(委員) 幼児教室は、まさに未就園児支援で、今、言われたようにセンターと併用されている方がものすごく多いです。うちの場合は保育が中心で、専門的な心理の先生に2カ月に一遍来ていただいておりますが、それ以外の診察等はセンターで受けている方が多いんです。

今、うちが大変困っていることは、定員が25名前後しかないところを、来年度の希望者が50名近くいることです。相談してくるお母さんの気持ちはよくわかるのですが、後から申し込まれた方は、来年度は受け入れが難しいというお話をしています。この間も、保健所の方から「もう1つ教室ができないんですか」と言われましたが、区のほうで支援していただいて、そういうものができればいいなと思います。

もう一つは、うちをステップにして保育園、幼稚園に行くんですが、その保育園、幼稚園に行く段階のコーディネートがなかなか難しいことです。私たちだけではどうにもならないので、いろいろなところに相談しながら、やっています。センターにつながっているお子さんは、まだいいんですが、センターにつながっていないお子さんの相談は、

私たちだけでは難しいところもあるので、そういう部分を支援してくれるコーディネーターがいるといいと思います。

(会長) そういうコーディネーター的な役割を、今後どう取り入れていくかということは、すごく重要な課題だろうと思います。

(副会長) 今、学童の障害児を預かっていますが、放課後クラブでも、親は療育を求めてくるんですね。来年は児童デイを計画していますが、親としてはセンターでやっているような療育を求めてくるのか、それとも保育園と同じで遊ばせればいいのか、どういうふう運営したらいいのかと、頭を悩ませているところです。

(委員) 就学前、5歳で発達障害が回復して終わるわけではなくて、ずっと成人まで続いていくわけです。委員が言われたように、続く療育というのが絶対必要だと思います。ですから、小学校からは教育現場でと分けなくて、療育という面では、こども発達センターがそれなりに継続的な就園児の援助も、就学前準備教室のようなものもできたらいいかなと思います。できれば未就園も就園も合わせた形で、就学前の1年間は特別な、学校に慣れるような就学前プログラムを組んで、それが小学校に入ってから療育にもつながるように、できたらいいのではないかと思います。

(委員) 療育とか教育とかの必要性はもちろんですが、どこかで親子ともほっとして、その中で親子のつながりができていく、そして横のつながりができる、それも大事ではないかと思います。ほっとする場所で、児童デイで、遊びだけを中心にしていくところがあって、それでセンターで療育ができて、というのがいいと思います。こっちも療育、あっちも療育だと、親子とも疲れるのではないかな。親子がほっとするサポート事業が、未就園児でも就園児でも、あってもいいのかなと思います。

(石神井保健相談所長) もう1クラスつくっていただきたいと保健相談所の職員が言ったということですが、実際に、健診でスクリーニング相談をしております、年度の後半というのは辛くて、どこもここも満員で、なかなかご紹介先が見つからないというのが現状でございます。4月になれば、保育園、幼稚園に行かれたり、学校に就学されたりで、初めのほうは入れるんですが、後半の季節というのは、いつも厳しいなと思っております。

いろいろな意味で、充実拡充が求められていることを、区民の皆さんの声から感じるところでございます。

(会長) 未就園児と就園児と、議題上は分けた形で提示していますが、たたき台ですので、その枠にとらわれなくて構わないんですが、まだ少し時間がございますので、まだ保育園とか幼稚園に行っていない方の支援について、何かご意見がございましたら、お出しただければと思います。

(障害者施策推進課長) 先ほどから児童デイとか日中一時支援とか幼児教室という言葉が出ていますので、法的な言葉の整理をさせていただく意味で、発言させていただきます。

児童デイは、原則として、福祉事務所で障害があると位置づけられた人に療育のサービスを提供するというものです。ですから、気になる段階で療育が受けられるかということ、なかなかそこまではいかない。行きやすい、ほっとする場という意味では、子ども家庭支援センターに、障害があるなしにかかわらず誰でも行ける、また保育士さんに相談をする、という事業はあるかと思います。しかし、自立支援法に定められた児童デイ

という形になると、ある程度、特定されてしまうところがあります。また、心障センターは、障害ということを相談しながら、現段階でどのくらいの障害があるかを特定していく中で、サービスをどう使っていくかという支援をしていくところでもあります。

ですから、親御さんからすると、最初から心障センターへ行くよりは、もう少し特定できない段階ではこういうところへ、ということもあろうかと思えます。逆に親御さんから見た「行きやすいところ」というのはどこなのか。そこで、障害のことも含めて相談に乗ってくれば助かるなどか、ご意見いただければと思います。

(委員) 今の話についてですが、私は練馬区の資源で、どこが何を受け持っている、どこに何があるのかが、よくわからないんです。現在、練馬区にある児童相談所とか保健所とか子ども支援センターとかを1つの構造図にして、もし核になるものがあるなら、どこからどこに、どういう矢印が出て、どの心配だったら、まずここに行くとか、そういう、全体の資源がどういう関係になって療育福祉がなされているかというのを、次回まででも、資料として出していただきたいなと思えます。もし、できれば、それに、小学校、中学校、高校も含めて矢印を入れて、どこでどういう支援体制を受けたらいいかというのを、構造の絵にさせていただいて、わかりやすくお願いしたいです。

(会長) 非常に大事なご意見だと思います。ただ、きちんと全部整理し切るというのは、実際には難しいと思えますので、事務局のほうで1つのたたき台を作っていただければと思います。私たち自身も、それぞれやっているところが、どういうふうにつながるとか連携するということは言えるのですが、イメージとして、ぱっと自分の頭の中に浮かんでこない部分がありますので、そういう1つの大枠みたいなものを示していただけると、今後の議論で役立つと思えます。お考えいただければと思います。

(事務局) 次回は、ご指摘いただいたような資料をできるだけ作成させていただいて、ご提出できるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(会長) まだ時間的には多少ゆとりがあるかと思えますが、就園児の支援に移りたいと思えます。これは保育園あるいは幼稚園に行かれています方についての支援ということですが、もちろん既に終わった1、2のテーマと関連したことをおっしゃっていただいても結構です。ご意見を是非いただきたいと思えます。

5 発達支援事業・就園児支援について

(委員) さっき、巡回の話が出ましたが、練馬区の巡回のシステムは、どういう枠組みになっているのかを教えてくださいたいと思えます。1つは、どういう機関あるいは人が巡回をされているのか。もう1つは、巡回指導した内容をセンターがどのように把握をしているのか。その指導がセンターでの指導と食い違ってしまうということがないのか。そんなことを含めて、教えてくださいたい。

(保育課長) 巡回指導については、区立の保育園は60園ございますので、頻度としては、1年当たり2回プラス・アルファ程度でございます。目的につきましては、個々のお子さんがどうのということではなく、保育士のスキルアップが目的でございます。

(委員) 個別のことではなくて、保育士に対する支援ということですか。

(保育課長) 先ほどの「気づき」につながってくると思えますが、気になるお子さんで

も、障害児さんでも、保育士としてどのように対応していくのか、保育の中でどう生かしていくのかというのが基本的な視点だと考えています。いろいろな状況に対応できるような、保育の中で生かせるような保育士の能力開発とか、対応の充実とか、をやっております。

指導するに当たっては、子供の様子を専門家の先生に見ていただいた上で、保育の方法やその他の様子も聞いていただいて、このケースではこうすべきではないかという形での指導を行っていただいております。

(学務課長) 幼稚園でも同じようにやっておりますので紹介させていただきますが、区立が5園、私立が42園あります。5園の区立幼稚園の巡回相談は今年度から始めております。基本的には臨床心理士、元学校の先生、あるいは教員免許を持った方、が回るんですが、幼稚園の教諭を支援すること、こういう子供に対しては、どのような形で接したらいいか、どういう指導をすればいいかというアドバイスをすることが、一番の仕事です。私立幼稚園のほうも、来年度当たりから、そういう形の延長でやろうかと検討している状況です。

(委員) 私の個人的な提案ですが、保育士さんの支援だけではなくて、保育園の中で気になる子供たちが出てくるわけですから、子供たちに対しても、そこに専門職が出向いて、現場で子供の評価をし、必要があればセンターで療育につなぐような支援をしていただきたいと思います。そして、センターでやった療育と保育園の現場で違いが出てきてはいけないと思います。親にもこういうことで専門家が来てくれるので相談してみませんか、という誘いもできると思います。ただ、練馬は60園ありますので、私の提案をやっていただくと大変なことは重々わかっているつもりですが、一人一人の相談に乗れるような、そしてそれが今度の発達センターの療育と違いがないように、と思います。

(保育課長) 主眼は通常の保育に当たる保育士のスキルアップでございますが、その園の生活の中での相談事については、保護者の方から保育士あるいは園長が受けております。そういった中で専門家の方のサゼスションが要る場合には、関連機関と調整をしながらやっております。ご提案の内容は、そうではなくて、もっと特定の日を設けて、誰でもが来れて相談できるというようなことかと思いますが、それについては、キャパシティの問題もありますが、子供さん、親御さんへの支援というのも大切なポイントだと思いますので、検討させていただきます。

(委員) 相談機関等から上がってくる気になるお子さんの情報を、カルテみたいな形で、こども発達支援センターに記録を残して、例えば、巡回指導の方は、巡回に行くときにその資料を見て今までがどういう状態になっているかを知った上で、巡回指導に行くというように、そのセンターがいろいろ情報も一括して管理できるような体制というのは、個人情報などで無理なんでしょうか。そういうこともできますか。

(事務局) 一括でということで、個人情報の関連から申し上げれば、お子さんですから保護者の方のご了解が得られれば、一定の範囲では可能かとは思っております。それをまた、ほかの療育機関とか保育園とか幼稚園とかに提供することにつきましては、保管とは別の部分で、個人情報の保護という観点が出てくると思います。それについても、保護者の方のご了解が得られれば可能なのかなと思います。

情報を1カ所で管理するのがいいのか、逆に、母子手帳のようなものに、いろいろ情

報が載せられて、情報の管理については保護者の方にやっていただいて、必要な場合に、療育機関や、学校、保育園に提供するなど、いろいろな考え方があろうかと思います。ですから、委員のご意見も含めまして、今後も続けてご検討いただければと思っております。

(副会長) 委員が言われたのは、いわゆる療育カルテとあって、どこかでやっている県がありますね。それは是非、実現していただきたいと思っております。障害者の給付審査会の委員をやっていますが、そこに上がってくる医師意見書などを見ますと、知的障害者の大部分は、小さいときはともかくとして、大人になると主治医を持っていません。そうしますと、今までの発達歴、療育歴、場合によっては学歴さえもわからないことがあります。かかりつけの先生は何を書いたらいいかわからないというのが現状です。そういった療育カルテが、もし個人に渡されて、それをずうっと母子手帳のような形でとっておけば、それをいろいろなところへ行って役立てることができると思っております。療育カルテ、あるいは療育手帳というものがありますから、それにつけ加えるような形でもいいと思うんです。個人に持たせるような形で、是非実現させていただけないかと思っております。

(委員) 療育カルテ、あちこちで検討されて具体的に動き始めているところもあるように聞いています。そのところで1つ問題になるのが、障害を持っている子供と保護者だけが持つのかということです。そうすると、またそれがものすごく大きな抵抗になるということで、もうそれは全員が持つ、それをどう使うかは保護者の方たちに委ねるという形でつくるとはいいことだと思います。それをどういう形で運用していくかということについては、十分検討しないと、とんでもないところでひっくり返されてしまうことがあるのではないかと思います。

(会長) 今、カルテのことに議論が集中しておりますが、またもっと別の観点で、就園児支援のことについてご意見いただけるかと思っております。いかがでしょう。

(委員) 巡回相談の話に戻らせていただきますが、巡回相談を長年やっておりますが、センターの方針と非常に食い違うということは今のところ1件もございませんでした。というのは保育園とセンターが連携を密にやっておられるので、センターではどういう指導をしているとか、医師はどう言っているとか、それから親御さんはどう言っているとかも保育士から情報が入りますので、ほとんど食い違いはありませんでした。実際に9時半から参りまして、行動観察をし、それから、午後一人一人の子供さんについて担任の先生とお話をします。保育士の実際にやっておられることについて、相談を受けたり、助言をすることが中心になります。

それから、親御さんがたまに参加することがありますが、それは園長先生が、今日はどういう人が来るけど、どうですか、という話で親が了解したときに参加するということです。それも非常に効果的かなと思っております。

(委員) 委員がやってくださる分には、全く問題はないんです。ちょっと言い過ぎてしまうかもしれませんが、地域によっては、大学の教室をお願いをして、丸投げで、全くどういう指導をしているのかも把握していないような巡回指導が、まだ結構あるというお話をしたつもりで、練馬がどうこうというつもりは全くございません。私も20年、センターで相談を担当させていただいていますが、そういうところで大きな問題になった

ことはほとんどないと思っています。

(委員) 保育園に受け入れていただけないお子さん方がいますが、そのお子さんに、例えばセンターの先生が1人ついて集団の中に行く機会を設けるようなフォローが、できたらいいんじゃないかと思います。また、障害児枠3名も、軽度が3名でも3名だし、重度が3名でも3名で、全部同じ加配にしてしまっているのかなとも思います。また、軽度の愛の手帳を受けている方が増えていますが、受けていなくても、気になる子ということで、手がかかって加配をしないと、そのクラスが成り立たないケースも多分あると思うんです。

その辺も踏まえて、保育園の体制の中での支援や、保育園に行けない子供たちの支援も、考えていけたらと思っているのですが。

(保育課長) 保育園の障害児枠については、今年の場合には全体で67名の申込がありまして、入所が51名で、待機児童は14名です。区立の場合、60園のうち58園で受け入れ、残り2園については希望がありませんでした。受け入れのあった園でも目いっぱい3名お預かりしていない園もございます。保護者の方のご希望と園の状況とが一致しない場合がございますので。

もう一つ、事後認定と申しまして、当初、障害児枠とは別に入らせて、気になる、ということから始まり、障害児認定をして、実質3名を超えた形の受入れをしている園も、かなり多うございます。障害児をお預かりするに当たっては、人員配置についても、配置基準がございまして、それなりに手厚く加配をしております。加配の中でも、障害の程度によっては、通常とは別に人数的に配慮をすることもございます。対応できる部分については、正規職員あるいは非常勤・臨時職員も含めて、対応をさせていただいております。

それと、私どもでお預かりしているお子さんは、中軽度ということと、原則3歳以上でございます。年齢につきましては、0歳からお話しをしておりますが、統合保育を前提としておりますので、医療的ケアが必要な方も含めまして、なかなか対応できないという実態がございまして、そのあたりが大きな課題かなと考えております。

(委員) 年齢区分を見ると、大体3歳、4歳、5歳児の9割くらいの方が幼稚園か保育園に就園しているわけですから、そのこの部分の支援というのが非常に大切だと思います。それで、就園児へのグループ支援の人数を見ますと、139名となっておりますが、9割が就園している中での139名というのは、それほど多い数字だとは思えないんです。親のほうも、自分が働かなければならないから、あとは区なり保育園なりで全部何とかしてくれとすべて頼るのではなくて、例えば午前中だけ保育園に行って集団を経験させて、午後はセンターのグループ支援に通うとかできるかと思います。就園児のグループ支援のやり方を工夫して、もう少し数も増やして、充実して通えるような形にしたほうがいいのではないかと思います。

(委員) 今のご意見に関連しますが、センターを受診するというのは、親御さんの中で相当な覚悟が必要なんですね。各園に、認定の子供さん以外の気になる子供さんというのが、今、随分増えています。そういう方をどう支援していくかということとあわせて考えると、例えば保育園に専門家のチームが出向いて行って、そこで指導をしていくとか、あるいはもう少し親御さんが保育園の中で話ができるような体制をとるとか、そう

いう工夫もあるのではないかと思います。「センターを受診したら」というのは、こちらもとても言いにくい場合がありますし、ましてや保育士さんが言うとなると、その後の関係を考えると、とても難しいという話がよく出るんですね。その辺、何か良い工夫があればいいかなと思います。

(会長) 特に後段の、実際には専門的なところには通っていないが、保育士さんあるいは幼稚園の先生にとっては気になる方がいるのは事実だと思います。それに対しては、気になる段階からのかかわりと同じような形になりますが、その辺に関して、何かいいアイデアや、お考えがありましたら、是非いただければと思います。

(委員) 小学校でも同じような要望があって、巡回指導の方だけじゃなくて、お医者さんとか療法士さんなども含めたグループで小学校に来てくれたら有り難いんだけど、という先生方もいらっしゃいます。もし、複数でチームを組んで、月に1回でも、保育園、幼稚園に出向いてきてくれるようなものがあったら、自分でセンターに行くよりは、保護者の方は受けやすいのかもしれない。

(学務課長) 今のお話のあった専門家チームですが、確かに特別支援教育の中で課題になっております。巡回相談は、幼稚園も小学校も中学校も、基本的には先生を支援するというやり方です。ただどうしても臨床心理士がその場で見て、診察するわけではないですし、今までの自分の知識、経験でこういう指導をしたらいいのではないかと指導するにとどまっています。ですが、中には発達検査をしたほうがいいんじゃないか、お医者さんに診察してもらったほうがいいんじゃないか、どうやったらいい支援ができるかを違う分野の方も入れて考えたほうがいいんじゃないか、ということもあり、予算編成の段階ですので確定ではないんですが、巡回相談の拡充ということで、専門家チームを、来年度、小学校、中学校で少し入れていこうかと検討を進めているところです。

(会長) 非常に重要な情報をいただきました。いかがでしょうか。今の就園児支援だけではなくて、既に前のテーマでも結構ですし、何かございましたらご意見いただきたいと思いますが。

(委員) 愛の手帳などの資料がありましたが、精神保健手帳の資料が入っていませんでした。発達障害は基本的に精神保健手帳の範疇に入るということが一、二年前、自立支援法の段階で決まりました。精神保健手帳というのは、幼児とか、小学校、中学校ではほとんど取らないかもしれませんが、高校だと就職が目の前にあって、障害者枠で就職するかどうかというときに、精神発達障害で精神保健手帳を取得するケースが、出てきていると思います。だから、精神保健手帳についても、資料として調べていただきたいと思います。

(事務局) 今、委員から資料のご要求がございましたので、ご用意できればと思っております。愛の手帳の話も出たので申し添えますが、委員のおっしゃったとおり、高校生になってとか、あるいはサービスを受給するためということで必要になって取得する方が多いのかなと思っております。次回までにご用意できるようにしたいと思います。

(会長) 私の個人的な補足をさせていただきます。明確な知的障害があれば愛の手帳はとれるわけです。ただ、発達障害者支援法などで取り上げられた、明確な知的障害がないタイプの自閉的な発達障害とかADHDという、いわゆる高機能の方たちの場合には精神保健福祉手帳でカバーするというところで、実際私もそういう診断書をよく書いてい

ます。そういう形で、すみ分けているという感じで、サポートを受けるために必要な根拠になっているかと思います。

そろそろ時間かと思います。そうしましたら、事務局、その他というのは何を想定されておられたのでしょうか。そのほかのご意見でよろしいですか。

6 その他について

(事務局) ええ、そのほかでご意見等がございましたら、あるいはこの会の進め方等、いろいろご意見がございましたら、頂戴できればと思っております。

(会長) それでは、今日はとりあえずご意見をいただくテーマについては、非常に大事なご意見をいただけたかと思っておりますが、そのほかのことで、例えば今後の進め方であるとか、あるいは前回のテーマで、ちょっと言っておきたかったことがあるとか、そういうことを含めまして、もしあれば、幾つかお出しただければと思っております。

(副会長) この前、ちょっと出ましたが、五歳児健診について、区としての方針というか、予定といったものはありますでしょうか。

(健康推進課長) 三歳児までが法定健診ということで、議会のほうからも五歳児健診というご意見もいただいております。この会でも、例えば保育園とか幼稚園での気づきについても検討しているわけがございますので、健診だけに焦点を当てるのではなくて、全体として、軽度発達障害を早期発見する仕組みとして、いろいろなものを考えていったらいいのではないかという考えを持っております。五歳児健診について、ご要望として受け賜っている、というのが現段階での状況でございます。

(副会長) 医師会では、保育園の保育士さん、看護師さん、それから医師会員も対象にして、保育園保健講演会というのを毎年やっております、12月11日に五歳児健診の講演会をやる予定になっております。その後、保育園会を中心に何か働きかけができないかというふうな予定になっております。

(委員) 今の五歳児健診ですが、かなり異論もあるんですね。というのは、実際にフォローする側からすると、五歳児健診で仮に問題が出たときにフォローする期間が、就学までに1年しかない。例えば四歳児健診という形でやったらどうかという意見もかなりあるんですね。ですから、フォローをどうするのかということも考えないと、下手をすると宣告して終わりということになってしまうので、その辺、いろいろご意見があればというふうに思っております。

(会長) この件に関して何か特にご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、時間も迫っておりますので、まだ、今後、今日の議題などについて、追加のご意見とかご質問などありましたら、事務局までお寄せいただければと思います。

それでは、事務局からの連絡事項がございましたら、よろしく申し上げます。

(事務局) 2点ほど、お話しさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、前回と今回、心身障害者福祉センターの事業についてご説明をさせていただきました。話だけでは細かいところがわからない、療育の場面等をご覧になりたい、というようなお声もあろうかと思っております。ですから、委員の方、ご希望がございましたら、ご都合に合わせて、施設見学という形をとらせていただきたいと思います。お

ります。今日でも、後日ご連絡でも結構ですので、ご希望がありましたら事務局までお願いしたいと思います。

2点目として次回以降の日程でございますが、事務局のほうでは、次回につきましては、12月19日の金曜日を考えております。その次は1月16日金曜日、またその次は2月3日火曜日を考えております。時間につきましては、各回とも午後7時からと考えております。皆様のご都合等、お諮りいただければと思います。

7 閉会

(会長) 事務局から心身障害者福祉センターの視察の件のご提案がありましたので、委員の先生方でご希望の方がいらっしゃいましたら事務局までご要望をお寄せいただければ、調整していただけるようですので、よろしくお願ひいたします。

それから、今後の日程ですが、次回が12月19日の金曜日、その次が1月16日の金曜日、さらに次が2月3日の火曜日という予定になっております。時間は7時から9時というのですが、今の段階で、既にここは絶対無理だということがありましたら、ご意見をいただければと思いますが、どうでしょうか。ちょっとお調べいただければと思います。

【ご都合のある委員からの発言】

わかりました。お忙しい委員の方々なので、全員集まるというのは難しいですが、事務局で、是非調整をお願いいたします。

今日は、また前回以上に貴重なご意見をたくさん出していただきまして、今後の議論のために非常に有効な時間であったと思います。これで、今日は閉じさせていただきます。本当にありがとうございました。